平成２８年（フ）第１１８５号
京都市伏見区津知橋町411番地１　洋伸伏見ハイツ402
債務者　辻　　紗矢（旧姓武内）
１　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２２１号
京都府城陽市寺田東ノ口12番地　宮崎マンションⅡ107号、前住所京都府城陽市枇杷庄鹿背田83番地　清滝荘Ｎｏ．３　１号
債務者　大﨑　辰男
１　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４７号
京都市右京区太秦下角田町７番地　角田荘２階15号
債務者　茂永茂登子
１　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５７１号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町１丁目10―１―203、住民票上の住所兵庫県伊丹市鈴原町４丁目44番地　県住伊丹鈴原210号
債務者　清水　広之
１　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６６７号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目４番30号　エメラルド尾浜南303
債務者　髙江　幸広
１　決定年月日時　平成29年１月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６７８号
兵庫県尼崎市南清水36番１―528号
債務者　森塚　留美（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６９０号
兵庫県尼崎市水堂町２丁目31番27号、前住所兵庫県尼崎市武庫の里１丁目16番５号
債務者　黒木　宣正
１　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１２号
兵庫県尼崎市名神町３丁目15番15号　404
債務者　堅正二三男
１　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３３５号
奈良市秋篠新町258番地の１　常盤荘101号
債務者　山本　里子
１　決定年月日時　平成29年１月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３８４号
奈良市中登美ヶ丘１丁目1994番地の３　中登美団地Ｄ53―306号
債務者　横山　寔侑
１　決定年月日時　平成29年１月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第４号
広島県尾道市因島土生町1965番地３
債務者　角野　初江
１　決定年月日時　平成29年１月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで　広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第３３１号
愛媛県松山市姫原１丁目９番27号
債務者　天野　広大
１　決定年月日時　平成29年１月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで　松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３２号
愛媛県松山市姫原１丁目９番27号
債務者　天野　藍未
１　決定年月日時　平成29年１月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで　松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３７号
愛媛県松山市内宮町12番地３　フェレスタ内宮201号
債務者　森川　忠吉
１　決定年月日時　平成29年１月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで　松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３５０号
愛媛県松山市古川北１丁目20番27号　二宮コーポ103号
債務者　牧川　　正
１　決定年月日時　平成29年１月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで　松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３５１号
愛媛県松山市来住町1432番地１　プロヴニール・ロジェ101号
債務者　牧川　明美
１　決定年月日時　平成29年１月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで　松山地方裁判所民事部